

「NISAについて」(前編)

岩瀬 直行 陸自88

今回はNISAの制度です。2回に分けて紹介します。

岸田政権は、「新しい資本主義」の実現に向けた取組として、わが国の家計金融資産2千兆円の半分以上がリタンの少ない現預金で保有されている現状を鑑み、中間層がリタンの大きい資産に投資しやすい環境を整備し、貯蓄から投資を実現するため、新しいNISA制度(以下、「新NISA」と言います)を2024年の1月1日からスタートさせます。

ちなみにNISAとはイギリスのISA (Individual Savings Account) 個人貯蓄口座)をモデルにした日本版ISAとして、NISA (ニーサ・Nippon Individual Savings Account) という愛称のことを指します。

新NISAのポイントは5点あります。

①非課税保有期間の無期限化

②口座開設期間の恒久化
③つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能

④年間投資枠の拡大

⑤非課税保有限度額は、全体で1800万円

①の「非課税保有期間の無期限化」ですが、現在のNISA制度は一般NISAが5年間、つみたてNISAが20年間の非課税期間の期限を設定しています。

非課税についてはイメージしづらいと思います。所得の中で「譲渡所得」というものがありますが、ここでいう非課税とは、譲渡所得に対して所得税と住民税がかからないことを言っています。

譲渡所得の計算方法は「譲渡した際の価格－取得費」です。例えばドルコスト平均法で投資信託に5年間、毎月1万円ずつ投資したとします。毎月1万円ですので総額は60万円となります。これを5年後に売却した売却額が100万円としますと、譲渡所得は40万円、100万円(譲渡した際の価格)－60万円(取得費)となります。通常であればこの40万円に20・315%(所得税、

されるところ、課税されないということですが。

譲渡所得は売却によるもの以外では株の配当金や投資信託の分配金などがあり、これらも20・315%は課税されず全額貰えることとなります。

次に非課税期間ですが、これは非課税が続く期間を言っています。

この非課税期間の解釈もややこしいです。証券会社の専門家でも、あまり勉強していない人などはつみたてNISAの非課税期間が20年と言うと、NISAを始めた年から20年間だけ非課税が続くと間違つて認識していることがあります。

非課税期間20年間とは、ある年の1月1日から12月31日までの1年間で買った投資商品(投資信託)が、その年を含め20年間までの譲渡所得が非課税という意味です。

例えば、ある人がつみたてNISAを8年間続けた場合、始めの年をY年といたしますとY年の1年間の期間に投資した商品はY年からY+1年の12月31日まで、Y+1年の1年間の期間に投資した商品はY+1年からY+2年の12月31日まで、・・・

8年目のY+7年の1年間の期間に投資した商品はY+26年の12月31日

まで非課税が続くこととなります。縦軸を年度、横軸を非課税期間として図で表しますと、ラダー(はしご)状に見えます。

一般NISAも同じ理屈で非課税期間が5年間です。一般NISAは株や投資信託等を大口で買い付ける場合が多く、売却益による譲渡所得や、配当や分配金に対する譲渡所得が非課税となります。

話が長くなりましたが、新NISAでは、この20年間の非課税期間の期限が撤廃され、無期限化されるということです。

これまで20歳代の方がつみたてNISAを始めても20年間しか非課税期間がなかったわけですから、最初の頃に投資したものは40歳代で売却しなければ20・315%が課税されてしまったのですが、2024年の1月1日以降は何十年も置けばなしでも税金がかからないのです。これに加え、②の「口座開設期間の恒久化」とは、この制度は終わることなく、未来永劫続くということですので、縦・横に無限に非課税が続くこととなります。すごいですよ！

次回は③以降について解説いたします。